○国家公安委員会規則第七号

並 び 道 に 路 交通法 道 路 交通: (昭 法 和三十 施 行 規 五. 則 年法律第百 昭昭 和三十 -五年総習 五号) 理 第百八条の三十二の二第一項及び第六項並びに第百十四条の六 府令第六十号) 第三十八 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 六 第 項 第二号 0 規 定に 基

づき、 運 転 免許 取 得 者教 育 \mathcal{O} 認 定に関い する規 則 0 部を改正する規 別を次 \mathcal{O} ように定め る。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

運 転 免許取得者教育の認定に関する規則の一 部を改正する規則

運 転 免許 取得者教育 の認定に関する規則 (平成十二年国家公安委員会規則第四号) の一部を次のように改

正する。

れ に 次 \mathcal{O} 順 表 次 対 に 応 ょ り、 す る改 改 正 正 前 後 欄 欄 に掲 に 掲 げ げ る規 る規 定 定 \mathcal{O} (題名を含む。 傍 線 を付 L 又 以 は 下 破 同 線で じ。) 囲 0 ん だ 部 : 傍 線 分の を付 ように L 又 は 改 破 め、 線で 改 开 正 λ だ 前 部 欄 分をこ 及 び 改

定 正 後 (以 下 欄 に · 対応· 「対象規定」という。) して掲げるその 標 は、 記部分 その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるも \bigcap で注記した項番号を含む。 以下同じ。)に二重傍線 を 付 0 L のよ た 規

うに改め、 その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動

後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい ない ものは、これを加える。

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてい

ない

ものは、これを削

り、

改 正

改正前

欄

	(1)及び(2)において同じ。) に係る()・()・順柄介目軸耳を月いる場合)	指導こ用いる自動車の重領(原動幾寸自転車を用いる場合にあってを受けた者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における)	号に掲げる課程以外の課程を教習指導員資格者証の交	指導員」という。)とする。	の区分に応じ、当該各号に定めるもの(以下「運転免許取得者等教育	その代理人、使用人その他の従業者であって、次の各号に掲げる課程	定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又は	第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で 知	(運転免許取得者等教育指導員)	[二~八 略]	少ない者に対するもの	第三項第一号において「普通自動車等」という。)の運転の経験が	大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車(第四条	は、次に掲げるとおりとする。	項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者等教育の課程の区分	第一条 道路交通法 (以下「法」という。) 第百八条の三十二の二第一 第	(課程の区分)	運転免許取得者等教育の認定に関する規則	改正後
免許を除く。以下「免許」という。)を現に受けているもの	以下「自動車等」という。)を運転することができる運転免許(仮運車斧弓教育の誤称しまじる技術に見いる目重正式に原重枕件目車正く	取导者教育の课程こおける指尊こ用ハる自動車又は原動幾寸自転車 (号のいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許	は次の	指導に用いる自動車の種類(原動機付自転車を用いる場合にあっては	付を受けたもの(当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における	の代理人、使用人その他の従業者であって、教習指導員資格者証の交	定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はそ	第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で	(運転免許取得者教育指導員)	[二~八 同上]	者に対するもの	第一号において「大型自動車等」という。)の運転の経験が少ない	一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車 (第四条	、次に掲げるとおりとする。	項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者教育の課程の区分は	第一条 道路交通法 (以下「法」という。) 第百八条の三十二の二第一	(課程の区分)	運転免許取得者教育の認定に関する規則	改 正 前

受けている者 きる運転免許 係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は 動機付自転車 (免許の効力を停止されている者を除く。 (仮運転免許を除く。 。 以 下 「自動車等」という。)を運転することがで 以下 「免許」 という。 を現に

次のいずれかに該当する者

(1) 種類に係るものに限る。 る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者 (当該認定に係 \mathcal{O}

口

係るものに限る。)

- (2) る自 課程であって国家公安委員会が指定するものを修了した者 該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用い 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の 動車の種類に係るものに限る。 (当
- (3) 得者等教育に関し(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能及び知 経験の期間が三年以上の者で、 用いる自動車等の種類に係る運転免許取得者等教育に従事した 安委員会」という。)が当該自動車等の種類に係る運転免許取 半 一該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に 都道府県公安委員会 (以下「公
- (4) 同じ。)を行う場合において、 項第一号に規定する運転適性指導をいう。 導又は運 応急救護処置の指導又は運転適性指導 転適性指導に必要な能力を有すると認める者 公安委員会が応急救護処置の指 (法第百八条の四第 以下この(4)において

識を有すると認めるもの

口 (1) 次のいずれにも該当しない者

一十一歳未満の者

員」という。)とする。 の効力を停止されているものを除く。 以下「運転免許取得者教育指

- 次のいずれかに該当する者
- 運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類に 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者 (当該認定に係る
- の種類に係るものに限る。 定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車 程であって国家公安委員会が指定するものを修了した者 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課 (当該認
- 間が三年以上の者で、 という。)が当該自動車等の種類に係る運転免許取得者教育に関 るもの しイ又は口に掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認め る自動車等の種類に係る運転免許取得者教育に従事した経験の期 当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」
- 指導に必要な能力を有すると認める者 う場合において、 第一号の運転適性指導をいう。以下この号において同じ。 応急救護処置の指導又は運転適性指導 公安委員会が応急救護処置の指導又は運転適性 (法第百八条の四第一項
- 次のいずれにも該当しない者

1 二十一歳未満の者

法第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日

- (2) せられ、 た日から起算して三年を経過していない者 法第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなっ
- (3) その執行を終わり の二第十二号の罪を除く。 条から第六条までの罪又は法に規定する罪 為等の処罰に関する法律 起算して三年を経過していない者 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行 又は執行を受けることがなくなった日から)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、 (平成二十五年法律第八十六号) (法第百十七条の二 第一

1 当する者 規則第四号) 前条第三号に掲げる課程 運転免許に係る講習等に関する規則 第七条第二項第二号から第四号までのいずれにも該 次のいずれにも該当する者 (平成六年国家公安委員会

口 前号ロ(1)から(3)までのいずれにも該当しない者

(設備)

第三条 定める設備は、 法第百八条の三十二の二第一項第二号の国家公安委員会規則で 次に掲げるとおりとする。

次に掲げるコース

教育にあっては、おおむね長円形で、六十メートル(大型自動二 は二十メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を 輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあっては五十メート 有する周回コース 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等 原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあって

から起算して三年を経過していない者

等の処罰に関する法律 ら第六条までの罪又は法に規定する罪 年を経過していない者 を終わり、 十二号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為 又は執行を受けることがなくなった日から起算して三 (平成二十五年法律第八十六号) (法第百十七条の二の二第 その執行 第二条か

第三条 同上

同上

周回コース 車等を用いて行う運転免許取得者教育にあっては五十メートル、 育にあっては、 メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を有する 原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者教育にあっては二十 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者教 おおむね長円形で、六十メートル(大型自動二輪

、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コ程以外の課程に係るものに限る。) にあっては、おおむね直線でロ 二輪車に係る運転免許取得者等教育 (第一条第五号に掲げる課

| 第一条第三号に掲げる課程に係る運転免許取得者等教育にあっ

ース

一項の認定に係る運転免許取得者等教育に適する形状及び構造を二一イからハまでに掲げるもののほか、法第百八条の三十二の二第一ては、おおむね直線で、周回コースと連絡する幹線コース

有する坂道コース、屈折コース、曲線コースその他の種類のコー

を行うために必要な建物その他の設備

一 前号に掲げるもののほか、当該認定に係る運転免許取得者等教育

(課程の基準)

第四条 [1] 第一条第六号に掲げる課程に係る第百八条の三十二の二

おりとする。第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げると

が七十歳未満の者に対して行われるものであること。 第百一条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法

_	
道路交通の現状及び交	教育事項
_	
自動車等、教本、視聴覚教材	教育方法

周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コー以外の課程に係るものに限る。)にあっては、おおむね直線で、ロ 二輪車に係る運転免許取得者教育(第一条第五号に掲げる課程

[号の細分を加える。]

ス

坂道コース、屈折コース、曲線コースその他の種類のコースの認定に係る運転免許取得者教育に適する形状及び構造を有する「一イ又は口に掲げるもののほか、法第百八条の三十二の二第一項

行うために必要な建物その他の設備 前号に掲げるもののほか、当該認定に係る運転免許取得者教育を

(課程の基準)

第四条 [項を加える。]

[項,	一条第三号に掲げる課程に係る法第百八条の三十二の二第一項第	2 第一条第三号に掲げる課程に
	行われるものであること。	る業務の適正な運営の下に、
	その他第一条第六号に掲げる課程に係	四 この規則の規定を遵守し、
	の実習に係る教育時間が一時間以上であること。	の運転の実習に係る教育時間
	り、コース又は道路における自動車等	三 教育時間が二時間以上であり、
	おおむね十人以下であること。	
	取得者等教育指導員一人当たり	
	ようとする者の数が、運転免許	
	四 運転免許取得者等教育を受け	
	含むものであること。	
	よるものに基づく個別的指導を	
	いた検査又は筆記による検査に	
	う検査、運転適性検査器材を用	
	ーの操作をさせることにより行	
	運転若しくは運転シミュレータ	
	しくは道路における自動車等の	
	な適性に関する調査でコース若	
	三 自動車等の運転について必要	て必要な適性及び技能
	含むものであること。	四 自動車等の運転につい
	な知識に関する討議及び指導を	に必要な知識
	二 自動車等の運転について必要	三 自動車等の安全な運転
	要な教材を用いて行うこと。	向上に関すること。
	な適性を検査する用具その他必	二 運転者としての資質の
	、自動車等の運転について必要	通事故の実態

三号ロの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとす

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法 が七十歳以上の者に対して行われるものであること。 第百一条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢

二 次の表の上欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教 れるものであること。 育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行わ

以下こ 以下こ 検査 (動車等の運転について必 及び運通事故の実態その他の自 転をさば路交通の現状及び交 は道路	いて必要な適性 な適性 かて必要な適性 対、運 中の機能の状況その 要な教 一等通 ・ ・ ・	_
以下この条において同じ。)以る普通自動車対応免許をいう。第七十一条の五第三項に規定すりを、	及び運転適性検査器材を用いた転をさせることにより行う検査は道路における普通自動車の運	な適性に関する調査でコース又 一 自動車等の運転について必要 要な教材を用いて行うこと。 要な教材を用いて行うこと。	方法

三

定める基準は、次に掲げるとおりとする。	百八条の三十二の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基
[1] 法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で	3 第一条各号(第三号及び第六号を除く。)に掲げる課程に係る法第
	定する者の運営の下に、行われるものであること。
	る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指
	四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第三号に掲げる課程に係
	時間以上)であること。
	三十七条の六の三の基準に該当する者に対する課程にあっては、一
	けようとし、又は受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第
	三 教育時間が二時間以上(普通自動車対応免許以外の免許のみを受
	ること。
	指導員一人当たり五人以下であ
	の数が、運転免許取得者等教育
	得者等教育を受けようとする者
	る指導にあっては、運転免許取
	三 この表の下欄第二号に規定す
	指導を含むものであること。
	いた検査)によるものに基づく
	る調査で運転適性検査器材を用
	運転について必要な適性に関す
	る課程にあっては、自動車等の
	の三の基準に該当する者に対す
	の三第四項又は第三十七条の六
	て「令」という。)第三十四条
	二百七十号。以下この条におい

準は、次に掲げるとおりとする。

と。
といの表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に

程 掲 げる 課 記
必要な適性な教材を用いは要な技能及び知識な教材等必要必要な技能及び知識、教本、視聴
自動車等の運転について 覚教材等必は技能及び知識 、教本、視
`

の運転につ		期間が満
口 自動車等		項の更新
行うこと。	について必要な知識	の三第一
材を用いて	の実態その他の自動車等の運転	第百一条
他必要な教	ハ 道路交通の現状及び交通事故	ずれも法
査器材その	性	課程(い
運転適性検	動車等の運転について必要な適	に掲げる
聴覚教材、	ロ 身体の機能の状況その他の自	び第六号
、教本、視	関すること。	第三号及
イ 自動車等	イ 運転者としての資質の向上に	第一条
		二 [同上]
て行うこと。	八 [同上]	
な教材を用い	必要な適性	
覚教材等必要	ロ 大型自動車等の運転について	
、教本、視聴	必要な技能及び知識	
大型自動車等	イ 大型自動車等の運転について	一同上
教育方法	教育事項	課程の区分

[項を削る。]

一同上

ハ 運転免許 を受けよう 取得者教育 のであるこ ものに基づ 材を用いた 等の運転又 ける自動車 は道路にお る調査でコ 適性に関す 導を含むも く個別的指 検査による 適性検査器 査及び運転 より行う検 せることに の操作をさ ユレーター は運転シミ ース若しく いて必要な

項
7.
X
削
る
C

等の運転又		その者が	
ける自動車		あって、	
は道路にお		上の者で	
ース若しく		十五歳以	
る調査でコ		年齢が七	
適性に関す		における	
いて必要な		了する日	
の運転につ		期間が満	
口自動車等		項の更新	
行うこと。		の三第一	
材を用いて		第百一条	
他必要な教		ずれも法	
査器材その		課程(い	
運転適性検		に掲げる	
聴覚教材、		び第六号	
、教本、視		第三号及	
イ 自動車等	三の項の中欄に掲げる教育事項	四第一条	
あること。			
三人以下で			
一人当たり			
教育指導員			
免許取得者			
数が、運転			
とする者の			

)の結果 九十七条 三第一項 て同じ。 機能検査 する認知 十九条の について イに規定 二項の規 り算出し 府令第二 表におい 以下この をいう。 項第三号 知機能検 受けた認 条の四第 の式によ の二第一 査(法第 定により 法第百一

二 運転免許 ハ認知機能 とする者の 取得者教育 検査の結果 ものに基づ のであるこ 導を含むも に基づく指 のであるこ 導を含むも 検査による 材を用いた 適性検査器 査及び運転 より行う検 せることに の操作をさ は運転シミ を受けよう く個別的指 ユレーター

- 1
項
2
2
削
る
(

法第百一	その者が	あって、	上の者で	十五歳以	年齢が七	における	了する日	期間が満	項の更新	の三第一	第百一条	ずれも法	課程(い	に掲げる	び第六号	第三号及	五第一条)	するもの	ものに対	上である	七十六以	た数値が
																	三の項の中欄に掲げる教育事項						
は運転シミ	等の運転又	ける自動車	は道路にお	ース若しく	る調査でコ	適性に関す	いて必要な	の運転につ	口自動車等	行うこと。	材を用いて	他必要な教	査器材その	運転適性検	聴覚教材、	、教本、視	イ 自動車等	あること。	三人以下で	一人当たり	教育指導員	免許取得者	数が、運転

二項の規 た数値が ものに対 満である 七十六未 三第一項 府令第二 について 査の結果 知機能検 受けた認 するもの の式によ り算出し 十九条の 条の四第 定により

導をいう。 同じ。)を 査及び運転 含むもので 限る。) を 含むものに みである指 者が一人の 導を受ける 育指導員一 許取得者教 導 (運転免 導 (個人指 く個別的指 ものに基づ 検査による 材を用いた 適性検査器 せることに の操作をさ ハにおいて 人に対し指 より行う検 ユレーター

	四 [略]	三 [略]																				
第六号に の実態 川 第一条 イ 道路交通の現状及び交通事故		州 [同上]																				
、 教本、 視			あること。	三人以下で	一人当たり	教育指導員	免許取得者	数が、運転	とする者の	を受けよう	取得者教育	ニ運転免許	کی	のであるこ)を含むも	のに限る。	導を含むも	導(個人指	に基づく指	検査の結果	ハ認知機能	あること

											るもの)	者に対す	歳未満の	齢が七十	おける年	する日に	間が満了	の更新期	三第一項	百一条の	程(法第	掲げる課
																	な適性及び技能	ニ 自動車等の運転について必要	な知識	ハ 自動車等の安全な運転に必要	関すること。	ロ 運転者としての資質の向上に
は道路にお	る調査でコ	適性に関す	いて必要な	の運転につ	ハー自動車等	こと。	ものである	指導を含む	る討議及び	知識に関す	いて必要な	の運転につ	口 自動車等	行うこと。	材を用いて	他必要な教	る用具その	性を検査す	て必要な適	運転につい	自動車等の	聴覚教材、

二 運転免許 と。のであるこ う検査、運 数が、運転 取得者教育 器材を用い ターの操作 しくは運転 等の運転若 免許取得者 とする者の ものに基づ 筆記による 転適性検査 シミュレー ける自動車 を受けよう 導を含むも く個別的指 検査による た検査又は とにより行 をさせるこ

一 [同上]	
	らない。
	公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければな
第五条 [同上]	第五条 法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けようとする者は、
(認定の申請)	(認定の申請)
る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。	課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。
三 この規則の規定を遵守し、その他運転免許取得者教育の課程に係	三 この規則の規定を遵守し、その他各々の運転免許取得者等教育の
っては、二時間以上)であること。	
項の上欄に掲げる課程(原動機付自転車に係るものを除く。)にあ	あっては、二時間以上)であること。
間が一時間以上(同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の	の項の上欄に掲げる課程(原動機付自転車に係るものを除く。)に
あり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時	時間が一時間以上(同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二
前号の表の五の項の上欄に掲げる課程にあっては、三時間以上)で	であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育
二 各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が二時間以上 (二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上
免許取得者教育は、行わなくてもよい。	免許取得者等教育は、行わなくてもよい。
びニ並びに十の項ロ及びハに掲げる教育事項についての運転	びニ並びに六の項ロ及びハに掲げる教育事項についての運転
及びハ、二の項ロ及びハ、六の項ハ、七の項ロ、九の項ハ及	及びハ、二の項ロ及びハ、三の項ハ、四の項ロ、五の項ハ及
備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ロ	備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ロ
	六
加 [同上]	五[略]
ること。	
人以下であ	
おおむね十	
教育指導員	

- 二 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称
- 三 運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地
- 四 運転免許取得者等教育の課程の区分
- 五 運転免許取得者等教育の課程の名称
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

三 次のイス 二 運転免許

取得者等教育指導員の名簿

略

書類 次のイ又は口に掲げる課程の区分に応じ、当該イ又は口に定める

イ (1) し ないず 指導員にあっては次に掲げるいずれかの書面 に該当しない者であることを証する書面、 資格者証及び運転免許証の写し、 交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあっては教習指導員 第 第二条第一号イ(1)又は(2)に該当する者であることを証する書 者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し 条第三号に掲げる課程以外の課程 その他の運転免許取得者等教育 同号ロ(2)及び(3)に該当 教習指導員資格者証 第一 一条第 号口 (1) 0

- (2) 面 条第一号イ(3)の規定による認定をするために必要な資料となる 運 転 免許取 得者等教育に従事し た 経 験 証 する 書 面 及び 第一
- となるべき書面 となるべき書面 第二条第一号イ4の規定による認定をするために必要な資料

き書面

ること並びに同条第一号ロ(1)に該当しない者であることを証する口 第一条第三号に掲げる課程 第二条第二号イに該当する者であ

- 一 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
- 三 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
- 四 運転免許取得者教育の課程の区分
- 五 運転免許取得者教育の課程の名称
- 2 [同上]
- [同上]
- 二 運転免許取得者教育指導員の名簿
- らハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面指導員にあっては次に掲げるいずれかの書面及び第二条第二号イかあっては教習指導員資格者証の写し、その他の運転免許取得者教育三 教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者教育指導員に
- ロ 運転免許取得者教育に従事した経験を証する書面及び第二条第イ 第二条第一号イ又はロに該当する者であることを証する書面
- るべき書面第二条第一号二の規定による認定をするために必要な資料とな

号ハの規定による認定をするために必要な資料となるべき書面

- 20 -

書面 書面 並 びに同号ロ (2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する

- 兀 運転免許取得者等教育の課程における指導に用いるコー ス 0 種
- 五. 形状及び構造を明らかにした図面 運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる建物その他

設備の状況を明らかにした図

六 運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車等、 教

本、 視聴覚教材その他の教材の一覧表

七 運転免許取得者等教育の課程に係る教育事項、 教育方法、 教育時

間 年間の実施回数等を定めた教育計画書

3

若しくは管理する者又は法第百八条の三十二の二第 項若しくは第

法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し

百八条の三十二の三 第一 項の認定を現に受けている者が、 当該届出を

又は当該認定を受けた公安委員会から法第百八条の三十二の二第

らず、同項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。 項の認定を受けようとする場合の申請書には、 前項の規定にかかわ

(変更の届出等)

等教育を行う者 法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者 (第三項において「認定教育実施者」という。) は、

するときは、 第五条第一項第一号、 あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならな 第二号又は第五号に掲げる事項を変更しようと

V :

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 略

(終了証明書の交付)

兀 運転免許取得者教育の課程における指導に用 いるコー ス 0 種 類

形状及び構造を明らかにした図面

五. 運転免許取得者教育の課程における指導に用いる建物その他 の設

六 運転免許取得者教育の課程における指導に用 の状況を明らかにした図 いる自動車等、 教 本

備

視聴覚教材その他の教材の一覧表

七 運転免許取得者教育の課程に係る教育事項、 教育方法、 教育時間

年間の実施回数等を定めた教育計画書

3 わらず、 を設置し、 申請者が法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習 同項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。 又は管理する者である場合にあっては、 前項の規定に か カュ 所

(変更の届出等)

第七条 るときは、 五条第一項第一号、 教育を行う者 法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者 あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない (第三項において「認定教育実施者」という。 第二号又は第五号に掲げる事項を変更しようとす は、 第

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 同 Ė

(終了証明書の交付)

育を終了した者に対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号この条及び次条において「特定教育」という。)を行う者は、特定教育、条 第一条第三号又は第六号に掲げる課程により行う運転免許取得

免許取得者等教育(更新時講習同等)終了証明書一第一条第六号に掲げる課程を終了した者 別記様式第一号の運転

に定める書類を交付するものとする。

免許取得者等教育(高齢者講習同等)終了証明書二 第一条第三号に掲げる課程を終了した者 別記様式第二号の運転

(帳簿)

ければならない。 第九条 特定教育を行う者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しな

一・二 略]

三 特定教育に従事した運転免許取得者等教育指導員の氏名

四 [略]

2 [略]

(電磁的方法による記録)

まる当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。 の方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。 第十三条において同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ でいることができるよう。 第十三条において同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ のは、当該記録が必要に応じ

に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類を交付するものとする。特定教育」という。)を行う者は、特定教育を終了した者に対し、次者教育で法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けたもの(以下「第八条 第一条第三号又は第六号に掲げる課程により行う運転免許取得

記様式第一号の運転免許取得者教育(更新時講習同等)終了証明書第四条第一号の表の八の項の上欄に掲げる課程を終了した者 別

した者 別記様式第二号の運転免許取得者教育(高齢者講習同等)第四条第一号の表の三から五までの項の上欄に掲げる課程を終了

終了証明書

(帳簿)

第九条 [同上]

<u>•</u>

同上

三 特定教育に従事した運転免許取得者教育指導員の氏名

四 [同上]

2 同上

(電磁的方法による記録

略

(報告事項)

第十一条 方法、教育時間及び年間の実施回数に関するものとする。 で定める事項は、 府令第三十八条の四の六第一項第二号の国家公安委員会規則 運転免許取得者等教育の課程に係る教育事項、 教育

(電磁的記録媒体による手続)

第十三条 媒体 り行うことができる。 。)及び別記様式第三号の電磁的記録媒体提出票を提出することによ て当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録 ついては、公安委員会が定めるところにより、当該書類の提出に代え による情報処理の用に供されるものをいう。 (電磁的記録 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出に (電磁的方法で作られる記録であって、)に係る記録媒体をいう 電子計算機

二 <u>~</u> 五 略

2 同上

(報告事項)

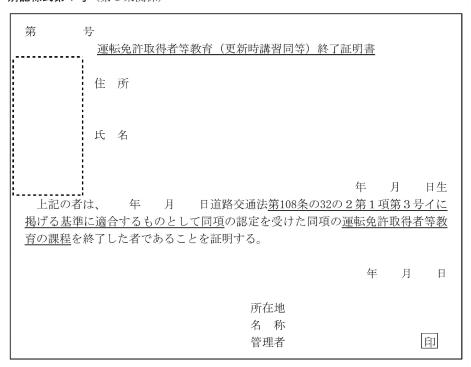
第十一条 法方法、 で定める事項は、 府令第三十八条の四の六第一項第二号の国家公安委員会規則 教育時間及び年間の実施回数に関するものとする。 運転免許取得者教育の課程に係る教育事項 教育方

(フレキシブルディスクによる手続)

第十三条 することにより行うことができる ルディスク及び別記様式第三号のフレキシブルディスク提出票を提出 て当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブ ついては、公安委員会が定めるところにより、当該書類の提出に代え 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出に

二 <u>~</u> 五. 同上

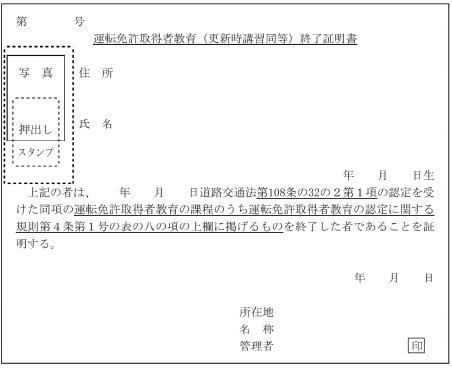
別記様式第1号(第8条関係)



備考 [項を削る。]

[<u>1</u>] 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号(第8条関係)



- 備考 <u>1</u> 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号 (第8条関係)

第 号 運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項第3号ロに 掲げる基準に適合するものとして同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教 育の課程を終了した者であることを証明する。

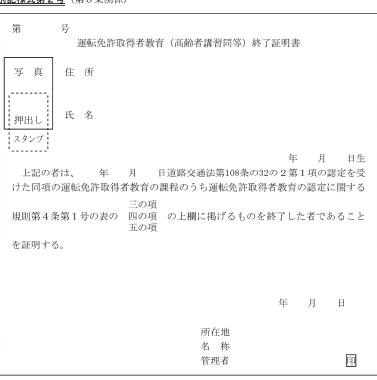
 実 車 指 導 の 有 無
 有 ・ 無

 年 月 日

 所在地名 称 管理者
 月

- 備考 1 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導を含む教育を受けた場合には実車指導の有無欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号 (第8条関係)



- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備

考

別記様式第3号 (第13条関係)

電磁的記録媒体提出票

公安委員会 殿

年月日提出者の名称住所

運転免許取得者等教育の認定に関する規則 第5条第1項 の規定により提出すべ 第5条第2項

き書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 - 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
 - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第13条関係)

フレキシブルディスク提出票

公安委員会 殿

年月日提出者の名称住所

運転免許取得者教育の認定に関する規則 第 5 条第 1 項 第 5 条第 2 項 第 5 条第 2 項 書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違 ありません。

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類
- 備考 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 - 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
 - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期 日

第一 条 \mathcal{O} 規 則 は、 道路. 交通 法 の 一 部を改 Ē する法は 律 (令和二年法律 第四十二号。 次条及 Ţ 附 則 第三条に

お 1 て 改 正 法 とい · う。 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 **令** 和 兀 年 五 月十三 日。 以下 施施 行 日 という。 か 5 施 行 す

る。

運 転免許取得者教育等に関する経過措 置

第二条

施行

日前

にこの

規

別則により

る改

正

前

 \mathcal{O}

運転免許取得者教育の

認定に関する規則

附

則第四条にお

\ \

て

旧 規 則 という。 第 条第三号に · 掲 げ る課 程 に ょ ŋ 行 Š 運 転 免 許 取 得 者教育で改 正 法 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O}

道 路 交通 法 第百 八条 の三十二の二第 項 \mathcal{O} 認定 を受け たも \mathcal{O} を 終 了 L た 者 は この 規 則 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 運

転 免 許 取 得 |者等| 教 育 \mathcal{O} 認 定に 関する 規則 次 条及び 附 則 第 兀 条に お 7 7 新 規 則 という。 第 条 第三

号に 掲げ る課程 に より行う運転免許取得者等教育で改正法に よる改正 後 の道路交通法 (次条に お ١ ر 7 「新

法 という。 第百八条の三十二の二第一項 \mathcal{O} 認定を受けたものを終了し た者とみなす。

第三条 道路交通 法第百 条第一 項 \mathcal{O} 更新記 期 間 が 満 了 する日 同 法第 百 条の二第一 項 0 規 定による運 転 免

基 許 1 三十二の二 準 7 証 は、 \mathcal{O} 日 更新 \mathcal{O} 前 同 第 を申請しようとする者にあっては、 項 日 以 第 項 前 号 であ \mathcal{O} 運 \mathcal{O} 表 る 転 中 免 運 転 許 者 取 免 得 許 及 者 び 証 等教 道 \mathcal{O} 更新 路 育 交 12 を受けようとする者に対 通 · 係 法 当該 る新 施 行 令 規 申請をする日) 則 (昭 第 匝 和 条第二 三 + 五 が して 項 年 改正法附 政 第二号及 施 令 第二百 行 日 び 以 則第四条第 第三号 後に 七 十号。 行う \mathcal{O} 新 規 以 項に 下 定 法 第 \mathcal{O} !規定` 適 \mathcal{O} 百 八 条 用 する 条 に に お 0 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 結果に」 者」と、 と £ 同 のに 項第三号中 とあるの 「者及び令第三十四 は ŧ の 並 び に 法第九 条 の三第四 十七条 項又は第三十七条の六 の二第 一項第三号イに規定する認 の 三 0 基準 に 知 該当する 機 能 検 査

(様式に関する経過措置)

者」

とあ

る

 \mathcal{O}

は

者」

とする。

1

7

という。

第三十

应

条

0)

 \equiv

第

匹

項

又

は

第三

十七

条

 \mathcal{O}

六

の 三

0)

基

準

にこ

該当する者」

لح

あ

る

 \mathcal{O}

は

第四 条 施 行 日 前 12 · 交付 さ れ た次 0) 各号に 撂 げ る書 類 は 当該. 各号に 定め る書 類 とみなす。

 \mathcal{O} 運 旧 転 規 則 免 許 別 取 記 得 様 者等 式 第 教 育 号 O(更新 運 転 時 免 講 許 習同 取 得 等) 者教育 終 了 (更新 証 明 時 書 講 習同 等) 終 了 証 明 書 新 規 則 別 記 様式第

旧 規 則 別 記 様 式 第二号の 運 転 免 許 取 得 者教育 (高 齢 者 講 習同 等 終了 証 明 書 新 規 則 別 記 様式第二号